

調 査 報 告 書

【公表版】

学校法人村上学園 御中

令和7年11月13日

入学者選抜の公正性に関する第三者委員会

委員長 三 木 秀 夫

委 員 魚 住 泰 宏

委 員 山 本 香 織

目次

第1章	当委員会及び調査の概要	4
第1	当委員会の設置の経緯	4
第2	当委員会の構成等	5
第3	調査の方法	6
第2章	前提事実	8
第1	入試に関する規程類の概要及びその運用について	8
第2	令和7年度入学者選抜に関わる関係者の体制	10
1	入試委員会	10
2	入試判定教授会	10
第3	令和7年度入学者選抜に関わる手続	10
1	令和7年度入試日程等の決定	10
2	入試対策会議	11
3	令和7年度入試における合否判定	11
第3章	当委員会が認定した事実	12
第1	短大介護福祉学科の令和7年度入学者選抜「留学生入試」について	12
1	短大介護福祉学科について	12
2	介護福祉士に関する環境	13
3	介護福祉学科長による「事前面談」について	15
4	令和7年度留学生入試Ⅰ（令和6年10月26日実施）について	16
5	令和7年度留学生入試Ⅱ（令和6年11月30日実施）について	17
6	令和7年度留学生入試Ⅲ（令和7年1月25日実施）について	18
7	令和7年度留学生入試Ⅳ（令和7年2月12日実施）について	18
8	令和7年度留学生入試Ⅴ（令和7年3月5日実施）について	19
9	令和7年度留学生入試Ⅵ（令和7年3月19日実施）について	19
第2	入試日程外の編入学について	19
1	編入学に関する規定	19
2	問題となった編入学試験の経緯	20
3	入試当日と合否判断	20
第4章	当委員会の判断	21
第1	大学入学者選抜の公正確保について	21
1	法令及び通達	21
2	大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議	22
3	裁判例	23
4	小括	24

第2	短大介護福祉学科の令和7年度入学者選抜「留学生入試」について	24
1	令和7年度留学生入試Ⅲ（令和7年1月25日実施）について	24
2	オンラインでの入試実施について	26
3	令和7年度留学生入試における合否判定基準の相違について	26
4	公正と認められない留学生入試の合格者及び不合格者の扱いについて	28
第3	令和7年3月31日に実施された令和7年度編入学入試について	29
1	評価	29
2	当該合格者の扱いについて	30
第4	その他の入試について	30
第5章	再発防止策	30
第1	合否判定基準の明確化	30
第2	委託業者との適切な関わり	31
第3	入試手続の整備	32
第4	関係者の意識啓発と再発防止体制の構築	32

第1章 当委員会及び調査の概要

第1 当委員会の設置の経緯

1 本件の経緯は以下のとおりである。

過日、文部科学省「大学入学者選抜における不正行為に関する対応窓口」に対し、東大阪大学短期大学部（以下「短大」という。）介護福祉学科の令和7年度入学者選抜「留学生入試」等に関する2件の通報（後述）があり、令和7年7月22日、文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室（以下、単に「文部科学省」という。）から東大阪大学入試広報部（以下「入試広報部」という。）に対して、入学者選抜の公正確保の観点から調査の上、同年8月4日までに本通報内容に関する事実関係を、文書により報告することが求められた。

入試広報部は、文部科学省に対して、同月4日及び6日、報告するも、文部科学省から、同月12日、不十分である旨指摘され、同月22日までに追加で報告することが求められた。

入試広報部は、文部科学省に対して、同月21日、改めて報告したが、文部科学省から、同月27日、直接伝える事項及び更に確認する事項があるとして、責任者に来省のうえ面会することを求められた。そこで、同年9月2日、村上靖平理事長、吉岡眞知子前学長、中村光男学長（令和7年度就任）が文部科学省に赴き、面会したところ、文部科学省から、入学者選抜の公正性が確保されているとは到底言い難く、現段階において、不適切な入学者選抜が行われたと言わざるを得ないと考えていること、大学入学者選抜の実施に当たっては、その公正性に疑念を抱かれることのないよう、関係者をはじめ広く社会からの理解を得られる方法により実施することが重要であると考えていることを伝達された。そのうえで、東大阪大学及び短大の令和7年度入学者選抜の公正性が確保されているのか、また、特に経費支弁能力を考慮した評価・判定が行われた経緯や事前面談の妥当性に関する検証及び検証を踏まえた今後の改善策について検討するため、より中立性の高いものとして、日本弁護士連合会の『第三者委員会ガイドライン』に従うなど、外部委員による第三者委員会を立ち上げて調査することを依頼された。

そこで、東大阪大学及び短大を運営する学校法人村上学園（以下「村上学園」という。）は、文部科学省の上記依頼に応じ、大阪弁護士会第三者委員会組成支援事業を利用して委員選定を依頼し、入学者選抜の公正性に関する第三者委員会の設置を決定し、委員選定・組織編成を行い、本調査を実施した。

2 通報の内容と本調査の範囲

前述の文部科学省の「大学入学者選抜における不正行為に関する対応窓口」に対してなされた通報の概要は、①短大介護福祉学科の令和7年度留学生入試において、あらかじめ募集要項等により公表した合否判定の方法や基準を遵守せず、経費支弁能力を有する特定の受験生を優遇して合格としていること、特に留学生入試Ⅲでは、この特定の受験生より上の点数順位にいる者が不合格となっており、明らかに差別的な取扱いがなされていること、事前面談の位置づけが非常に不明確で、その活用は選抜の一環とも捉えられるものであり、選抜の透明性にも大きな課題があるという点、②大学の編入学試験において、あらかじめ募集要項等により公表した日程を遵守せず、特定の者を優遇して別途選抜日程を設けるとともに、あらかじめ定められた手続きによらない不透明な方法により合否判定が行われた点、であった。

当委員会が村上学園から委嘱を受けた調査の範囲は、東大阪大学及び短大の令和7年度における全ての入学者選抜の公正性が確保されていたのか、また、特に経費支弁能力を考慮した評価・判定が行われた経緯や事前面談の妥当性に関する検証、及び検証を踏まえた今後の改善策である。本報告書は、当委員会が本調査の結果を報告するものである。

第2 当委員会の構成等

- 1 当委員会の構成は、以下のとおりである。委員長及び各委員は、村上学園から大阪弁護士会第三者委員会組成支援事業を利用して委員選定の依頼があり、大阪弁護士会から推薦された弁護士であり、いずれも独立公正に選出され、これまで村上学園との間に特別な利害関係を有していないことを確認している。

委員長	三 木 秀 夫	弁護士	大阪プライム法律事務所
委 員	魚 住 泰 宏	弁護士	弁護士法人大江橋法律事務所
委 員	山 本 香 織	弁護士	香友法律事務所

- 2 なお、当委員会は、令和7年度事務局長を当委員会の事務局専従スタッフ（以下「事務局」という。）として選任し、関係資料の収集やヒアリングの日程調整等の本調査の補助に関する業務を行わせた。当委員会と村上学園との間で締結された調査・検証並びに今後の改善策検討に関する覚書において、調査報告書に関する起案権は当委員会に属し、村上学園は報告書の内容に介入しないことを合意した。事務局は、当委員会の調査及び本調査報告書の作

成に関して一切、請託、意見の申述その他、当委員会による意思決定の妨げとなるような行為を行っていない。また、当委員会の調査及び判断の過程において、村上学園関係者を含むいかなる者からも調査の妨げを受けたことはなく、判断への介入もなかった。

第3 調査の方法

1 意見交換の方法

当委員会は、令和7年9月16日に組織編成を行って以降、同年11月13日まで本調査を実施した。

当委員会は、以下の日程で委員会を計12回開催した。

- | | | | |
|-----------|------|-----------|-------------|
| (1) 第1回 | 令和7年 | 9月16日(火) | 大阪プライム法律事務所 |
| (2) 第2回 | 令和7年 | 9月19日(金) | 大阪プライム法律事務所 |
| (3) 第3回 | 令和7年 | 9月26日(金) | 東大阪大学 |
| (4) 第4回 | 令和7年 | 10月3日(金) | 大阪プライム法律事務所 |
| (5) 第5回 | 令和7年 | 10月10日(金) | 大阪プライム法律事務所 |
| (6) 第6回 | 令和7年 | 10月16日(木) | 東大阪大学 |
| (7) 第7回 | 令和7年 | 10月17日(金) | A社(後述) 本社 |
| (8) 第8回 | 令和7年 | 10月20日(月) | 東大阪大学 |
| (9) 第9回 | 令和7年 | 10月23日(木) | 東大阪大学 |
| (10) 第10回 | 令和7年 | 10月28日(火) | 大阪プライム法律事務所 |
| (11) 第11回 | 令和7年 | 11月4日(火) | 大阪プライム法律事務所 |
| (12) 第12回 | 令和7年 | 11月10日(月) | 大阪プライム法律事務所 |
| (13) 第13回 | 令和7年 | 11月13日(木) | 大阪プライム法律事務所 |

また、当委員会は、委員会実施日に合わせて、大学関係者合計11名及びA社代表取締役からヒアリングを行った。そのほか、委員間で随時、電子メール等を含めて意見交換等を行いながら、調査・検討を進めた。

2 資料の収集・検討

当委員会は、主として以下の資料を収集し、検討を行った。なお、事務局及び大学関係者より、委員会開催時ないし電子メール等により、随時資料提供を受けた。

(1) 学則・規程類

- ・ 東大阪大学 学則
- ・ 東大阪大学 入学者選考規程
- ・ 東大阪大学 入試委員会規程

- ・東大阪大学 教授会規程
 - ・短大 学則
 - ・短大 入学者選考規程
 - ・短大 入試委員会規程
 - ・短大 教授会規程
 - ・令和6年度事務分掌（抜粋）
- (2) 出願関連書類
- ・東大阪大学 短大 2025募集要項
 - ・留学生出願書類書式（入学願書、志望理由書、履歴書、認定書）
 - ・経費支弁能力を証明する書類書式（令和7年度に実施する留学生入試から出願書類として追加されたもの）
 - ・経費支弁者届出書書式
- (3) 入試実施要領
- ・2025年度 「総合型選抜入試Ⅰ」入試実施要領（令和6年9月14日実施）
 - ・2025年度 「総合型選抜入試Ⅱ」入試実施要領（令和6年9月28日実施）
 - ・2025年度 「内部推薦」「内部編入」「総合型選抜Ⅲ」入試実施要領（令和6年10月13日実施）
 - ・2025年度 「留学生Ⅰ」「総合Ⅳ」入試実施要領（令和6年10月26日実施）
 - ・2025年度 「内部推薦（臨時）」入試実施要領（令和6年10月29日実施）
 - ・2025年度 学校推薦型「(特別指定校)(指定校)」入試実施要領（令和6年11月17日実施）
 - ・2025年度 「総合Ⅴ」「留学生Ⅱ」「公募Ⅰ」入試実施要領（令和6年11月30日実施）
 - ・2025年度 「社会人Ⅰ」入試実施要領（令和6年12月14日実施）
 - ・2025年度 「総合Ⅵ」「留学生Ⅲ」「社会人Ⅱ」入試実施要領（令和7年1月25日実施）
 - ・2025年度 「一般Ⅲ・留学生Ⅵ」入試実施要領（令和7年2月12日実施）
 - ・2025年度 「総合ⅦⅧ・共通利用Ⅱ・留学生Ⅴ・留学生編入Ⅳ」入試実施要領（令和7年3月5日実施）
 - ・2025年度 「一般Ⅰ・留学生Ⅳ」入試実施要領（令和7年3月19日実施）

- (4) 面接試験に関する資料
 - ・入試面接における留意点の確認
 - ・2026年度入試 面接評価票【介護福祉学科】
- (5) 入試委員会議事録（令和5年12月21日、令和6年1月11日、2月14日、10月2日、17日、30日、12月4日、19日、令和7年1月29日、2月13日、3月6日、19日）
- (6) 東大阪大学 入試判定教授会議事録（令和6年10月3日、17日、31日、12月4日、19日、令和7年1月29日、2月13日、3月6日）
- (7) 短大 入試判定教授会議事録（令和6年10月3日、17日、31日、12月4日、19日、令和7年1月29日、2月13日、3月6日）
- (8) 入試対策会議議事録（令和6年4月10日、5月8日、6月5日、7月3日、8月1日、9月4日、10月9日、30日、令和7年1月29日）
- (9) 事前面談関係資料
- (10) 入試判定資料
- (11) コンサルティング契約書
- (12) 文部科学省とのやりとりに関する資料
- (13) その他関係メール、関係議事録及び関係資料

3 ヒアリング調査

当委員会は、村上靖平理事長、吉岡眞知子学長、事務局長、事務局次長、介護福祉学科長、国際教養こども学科長、入試広報部長、入試広報部課長、国際交流センター長、A社（後述）の代表取締役ら関係者に対し、面談によるヒアリング調査を実施した（いずれも令和6年度の役職者。以下、特に記載しない限り、肩書のみ記載する場合は同様とする。）。

4 全教職員及び全役員に対する情報提供の依頼

当委員会は、当委員会が指名をした関係者以外にも情報の提供を呼びかけるべく、東大阪大学及び短大の現職の全教職員及び全役員に対して、令和7年10月6日、広く情報提供を依頼した。その結果、数名からメールもしくは面談によるヒアリング等により情報提供を受けた。

第2章 前提事実

第1 入試に関する規程類の概要及びその運用について

1 学則

教授会は、学生の入学を審議することとされ（東大阪大学学則第12条1

項（１）、短大学則第２６条１項（１））、入学者については、別に定めるところにより、選考を行うこととされている（東大阪大学学則第２６条、短大学則第１６条の２）。

２ 入学者選考規程

学則を受けて制定された入学者選考規程は、入学者の選考に関し、次に掲げる事項を審議するため、入試委員会を置くこととされている（東大阪大学入学者選考規程第３条、短大入学者選考規程第３条）。

- （１）入学者選考の基本事項及び実施に関する重要事項
- （２）入学試験の運営に関する重要事項
- （３）合否判定に係る審議資料の原案作成に関すること

入試委員会の運営については、別に定めるところとされている（東大阪大学入学者選考規程第４条、短大入学者選考規程第４条）。

入学試験要項は、入試委員会において別に定めるところとされている（東大阪大学入学者選考規程第８条、短大入学者選考規程第８条）。

入学試験の合否判定に関して、入試判定教授会を置くこととされ（東大阪大学入学者選考規程第９条、短大入学者選考規程第９条）、入試判定教授会は、学長がこれを招集しその議長となり（東大阪大学入学者選考規程第１０条２項、短大入学者選考規程第１０条２項）、合否判定については、入試委員会において作成された合否判定審議資料に基づき、入試判定教授会の意見を聴いて学長が行うこととされている（東大阪大学入学者選考規程第１１条１項、短大入学者選考規程第１１条１項）。

入学者選考に関する総括的事務は、入試広報部が行うこととされている（東大阪大学入学者選考規程第１２条、短大入学者選考規程第１２条）。

３ 入試委員会規程

入学者選考規程を受けて制定された入試委員会規程は、入学試験等を円滑に行う目的を達成するために、次の各事項を審議し決定することとされている（東大阪大学入試委員会規程第３条１項、短大入試委員会規程第３条１項）。

- （１）入学試験期日、募集人員、内部選考等の募集方針
- （２）選考方法、入学試験科目等の選考様式
- （３）入学試験問題の設定及び入学試験問題作成委員の指名
- （４）合否判定審議資料の作成
- （５）その他入学試験等に関して必要な事項

上記（１）、（２）及び（４）については、入試広報部が関係部署と調整のうえ、原案を入試委員会に提出することとされている（東大阪大学入試委員

会規程第3条2項、短大入試委員会規程第3条2項)。

入試委員会は、学長を委員長とし、学長の委嘱する委員により構成し(東大阪大学入試委員会規程第4条、短大入試委員会規程第4条)、必要に応じて委員長が招集して会議を開催することとされている(東大阪大学入試委員会規程第5条、短大入試委員会規程第5条)。

第2 令和7年度入学者選抜に関わる関係者の体制

令和6年度の大学及び短大の入試に関わる体制として以下を確認した(順不同、敬称略)。

1 入試委員会

学長(委員長) 吉岡真知子

副学長(教学支援部長兼務)

事務局長

事務局次長

こども学科長

国際教養こども学科長

実践食物学科長

実践保育学科長

介護福祉学科長

学生支援部長

入試広報部長

入試広報部課長

後記入試判定教授会は、大学と短大とは別に開催されているが、入試委員会は、大学と短大とを合わせて開催されている。

2 入試判定教授会

構成員は、東大阪大学における入試判定教授会は東大阪大学教授会規程第2条に定める構成員及び短大における入試判定教授会は短大教授会規程第2条に定める構成員とされ、いずれも教授会に引き続いて開催されている。

第3 令和7年度入学者選抜に関わる手続

1 令和7年度入試日程等の決定

令和5年12月21日に開催された入試委員会において、次年度のオープ

ンキャンパス・入試日程が入試広報部から提案され、次回委員会までに委員が確認し意見を募ることとされた。

令和6年1月11日に開催された入試委員会において、入試広報部から、令和6年度入学者選抜状況を踏まえて、令和7年度入試は令和6年度入試より1回減らした11回としたいこと、今まで日曜日が主であったのを土曜日に行っていることが提案された。

同年2月14日に開催された入試委員会において、入試広報部から、令和6年度イベント及び令和7年度入学者選抜にかかる入試日程の原案が提示された。

これらの会議を経て、令和7年度入学者選抜にかかる入試日程が決定された。

2 入試対策会議

入学者選抜の戦略等について、入試対策会議が令和6年4月10日、5月8日、6月5日、7月3日、8月1日、9月4日、10月9日、30日、令和7年1月29日の合計9回開催されている。構成員は、入試委員会とほぼ同一であった。なお、入試対策会議は、令和5年度及び令和6年度に限り、開催された。

入試対策会議では、オープンキャンパス、内部説明会（村上学園が運営する高等学校の生徒に対する説明会）、学生募集訪問（指定校・特別指定校・日本語学校指定校等への訪問）を通じて、効果的に受験生を確保する対策が議論されている。

3 令和7年度入試における合否判定

令和6年10月2日に開催された入試委員会では、同年9月14日及び同月28日に実施された入試に関する合否判定が議論され、同年10月3日に開催された入試判定教授会（大学）及び入試判定教授会（短大）において、入試委員会から原案が説明され、面接担当者の意見のあと、学長が合否を決定した。

同月17日に開催された入試委員会では、同月13日に実施された入試に関する合否判定が議論され、同月17日に開催された入試判定教授会（大学）及び入試判定教授会（短大）において、入試委員会から原案が説明され、面接担当者の意見のあと、学長が合否を決定した。

同月30日に開催された入試委員会では、同月26日及び同月29日に実施された入試に関する合否判定が議論され、同月31日に開催された入試判

定教授会（大学）及び入試判定教授会（短大）において、入試委員会から原案が説明され、面接担当者の意見のあと、学長が合否を決定した。

同年12月4日に開催された入試委員会では、同年11月30日に実施された入試に関する合否判定が議論され、同年12月4日に開催された入試判定教授会（大学）及び入試判定教授会（短大）において、入試委員会から原案が説明され、面接担当者の意見のあと、学長が合否を決定した。

同月19日に開催された入試委員会では、同月14日に実施された入試に関する合否判定が議論され、同月19日に開催された入試判定教授会（大学）及び入試判定教授会（短大）において、入試委員会から原案が説明され、面接担当者の意見のあと、学長が合否を決定した。

令和7年1月29日に開催された入試委員会では、同月25日に実施された入試に関する合否判定が議論され、同月29日に開催された入試判定教授会（大学）及び入試判定教授会（短大）において、入試委員会から原案が説明され、面接担当者の意見のあと、学長が合否を決定した。

同年2月13日に開催された入試委員会では、同月12日に実施された入試に関する合否判定が議論され、同月13日に開催された入試判定教授会（大学）及び入試判定教授会（短大）において、入試委員会から原案が説明され、面接担当者の意見のあと、学長が合否を決定した。

同年3月6日に開催された入試委員会では、同月5日に実施された入試に関する合否判定が議論され、同月6日に開催された入試判定教授会（大学）及び入試判定教授会（短大）において、入試委員会から原案が説明され、面接担当者の意見のあと、学長が合否を決定した。

同月19日に開催された入試委員会では、同日に実施された入試に関する合否判定が議論され、入試判定教授会（大学）及び入試判定教授会（短大）から委任を受け、審議した結果、学長が合否を決定した。

第3章 当委員会が認定した事実

第1 短大介護福祉学科の令和7年度入学者選抜「留学生入試」について

1 短大介護福祉学科について

短大介護福祉学科は、平成30年に開設された。これは、村上学園が運営する高等学校の外国人留学生を募集代行している株式会社■■■■（以下「A社」という。）が、国内の介護福祉分野における人材が不足し、外国人労働力が必要とされることを見込んだ助言を契機とする。短大介護福祉学科は開設後、多くの外国人留学生を受け入れている。

なお、村上学園は、A社との間で、コンサルティング契約書を締結し、A社に対して、①大学・高等学校入学希望者の紹介、②外国人学生の資格外活動許可書類、在留期間更新申請書類の作成指導及び申請、更新手続き等の指導、助言などの業務を委嘱している。

2 介護福祉士に関する環境

(1) 介護福祉士修学資金等貸付制度について

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（大阪福祉人材支援センター）は、介護福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い介護福祉士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対し修学に必要な費用を無利子で貸し付ける介護福祉士修学資金貸付事業を行っている。

貸付対象は、主に、大阪府内の養成施設に在学しており、経済的理由により修学が困難であると認められ、かつ、養成施設卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として引き続き5年以上介護等の業務に従事しようとする意思を有している人（国籍を問わない）とされている。外国人留学生の中には、経済的理由により修学が困難である者もあり、貸付対象になれば、修学資金貸付によって学費の大部分を賄うことができるため、短大介護福祉学科等の養成施設に入学する動機付けとなっている。

修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において介護福祉士として介護等の業務に従事し、かつ、引き続き5年間従事したとき等の場合、申請により、貸付金の全額の返還が免除となる。

また、修学資金の貸付を受けるためには、連帯保証人が必要とされている。法人が連帯保証人となるためには、(ア) 申込前5年以上にわたって、介護等の業務を営んでいること、(イ) 大阪府内において、介護業務等を営んでいること、(ウ) 財務状況が健全であり、保証能力を有していること、(エ) 過去5年以内において、破産等の申立て等がないこと、(オ) 中央福祉人材センター及び大阪福祉人材支援センターが運営する「福祉のお仕事」サイトにおいて、大阪府内の事業所登録を行っており、求人を出していること、(カ) 「介護福祉士修学資金等法人保証申込書」に必要な添付書類が提出できることの各要件を全て満たすことが必要とされている。連帯保証人を引き受けるにあたり、法人に対して、①修学生に連帯保証人が運営する介護施設等において「将来的な労働契約を締結しなければならないこと」などを約束させることは、労働基準法17条の前借金相殺の禁止等に抵触すること、②退職することに対して、労働契約の不履行として違約金を定めるなどの契約を行うことは、労働基準法16条の賠償予定の禁止に抵触

すること、③連帯保証を引き受けることと労働契約は明確に切り分け、修学生その他の介護施設等での就労や退職の自由を妨げない前提を確保した上で、連帯保証人となるように条件を整備することなどの留意点が示されている。

(2) 連帯保証人について

連帯保証人となる法人（以下「保証法人」という。）は、前述した留意点を前提に、介護福祉士修学資金貸付を受ける学生が短大介護福祉学科等の養成施設卒業後、保証法人が運営する施設等で介護福祉士として引き続き5年以上介護等の業務に従事させることを予定している。これは、平成29年4月から令和9年3月までに卒業する学生（令和7年4月に短大介護福祉学科に入学する学生が最後となる）は、卒業後5年の間は、試験を受験しなくても、又は、合格しなくても介護福祉士になることができる（この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができる）ためである。また、保証法人は、連帯保証をした外国人留学生を、在学中は保証法人が運営する施設等でアルバイト就労させており、当該学生にとっては、アルバイトによって、生活費等を賄うことができ、保証法人及び外国人留学生にとって相互利益となっている。なお、留学ビザでは原則就労できないが、「資格外活動許可」を得れば週28時間以内のアルバイトが可能である。

他方、以上の取扱は経過措置としてのものであって、令和9年度以降に卒業する学生は、試験を受験して合格しなければ介護福祉士になることができないことが予定されており、保証法人にとって、介護福祉士修学資金貸付を受ける学生が試験を受験して合格しなければ、保証法人が運営する施設等で介護福祉士として引き続き5年以上介護等の業務に従事させることができず、かつ、貸付金の全額の返還が免除とならない。このため、保証法人は、リスクが大きいと判断して、令和8年4月に短大介護福祉学科に入学する学生の連帯保証人となることを躊躇している（この経過措置に関しては、その延長が政府内で議論されているようであるが、現時点では何ら決まっていない。）。

このような事情もあり、令和7年度の短大介護福祉学科の留学生入試出願者数が顕著に増加したと考えられる。

(3) マッチング面接会

短大介護福祉学科の外国人留学生の連帯保証人（保証法人）の多くは、A社の完全親会社である株式会社[]の外郭団

体である「XXXXXXXXXX協同組合」の組合員のようにある。同組合は、学内施設において、短大介護福祉学科等の養成施設の入学資格を有する介護福祉士候補者とのマッチング面接会を定期的に行っており、同組合のホームページには、「当組合の提携先である介護福祉士養成校の入学資格を有する介護福祉士候補者とのマッチング面接会を定期的に行っています。これまで約300名以上もの留学生(介護福祉士候補者)と組合員とのマッチングが成立し、在学中はアルバイト就労、卒業後は介護ビザを取得し、介護福祉士として就労しています。」と記載されている。

村上学園内に設置された国際交流センターが、A社との窓口となっていたところ、同センターは、A社からの連絡を受けて、介護施設と留学生のマッチングを使用目的として、教室を使用させることとし、これらの教室において、同組合が主催するマッチング面接会が開催されていた。村上学園としては、マッチング面接会には、教室の提供以外には関与していない。

令和7年度留学生入試出願予定者と保証法人とのマッチング面接会は複数開催されたが、令和8年度留学生入試出願予定者と保証法人とのマッチング面接会は、前述したとおり、保証法人が躊躇しており、同組合としてもマッチングを積極的に進めることに躊躇しているため、開催されていない。

3 介護福祉学科長による「事前面談」について

村上学園は、A社との間で、留学生募集活動について情報交換を行うための会議を月に1回実施してきた。そのなかで、入試時期が早い専門学校と学生募集が競合する中で、志願者が東大阪大学及び短大に興味や関心を持ち続けるための方法を検討する必要がある、その方法として、東大阪大学及び短大に興味を持つ外国人留学生に対して、学科の内容の説明を兼ねて事前面談を実施するという方法が検討され、事前面談の実施を決定した。具体的には、令和3年8月に学長（当時）から介護福祉学科長へ事前面談実施の指示がなされた。

A社は、短大介護福祉学科の令和7年度留学生入試に興味を持つ学生を紹介した。それを受けて、介護福祉学科長が、紹介された希望学生に対して事前面談を実施していた。その具体的な流れは次のとおりである。

介護福祉学科長が、国際交流センターに対して、紹介された希望学生との面談可能日時を提示するメールをA社に対して送信することを依頼し、国際交流センターは、A社に対して、同メールを送信する。これに対して、A社

は、国際交流センターを通じて、介護福祉学科長に対して、事前面談者の氏名、性別、在籍校、国籍、連絡先、事前面談日時等をメール送信する。A社は、事前面談者の履歴書及び出席率証明書も同様にメール送信する。事前面談者の経費支弁能力に関しては、保証法人とのマッチングが成立していれば、その旨伝えることがある。A社が紹介する学生は、保証法人とのマッチングが成立しているか、成立する予定があるか、いずれかであった。なお、保証法人とのマッチングが成立している等の学生のうち一部の学生は、A社から介護福祉学科長に紹介されず、事前面談を実施されていない。

介護福祉学科長は、指定された事前面談日時に、事前面談者と面談し、介護福祉学を専攻する動機、将来日本の介護現場で働く意思、在学中の資金計画（経費支弁能力）等を聴取する。その後、国際交流センターを通じて、A社に対して、面談結果と併せて、総合判定結果（A：ぜひ本学科を受験し入学してほしい、B：本学科を受験し入学してほしい、C：本学科を受験してほしい、D：指摘事項を再考したうえで再度事前面談を受けてほしい、E：他の領域への進学も考えたうえで、それでも本学科を希望するのであれば再度事前面談を受けてほしい）のいずれかを記載した介護福祉学科長名義の報告文書を添付したメールを送信し、事前面談者に対して、同文書を送付することを依頼する。

事前面談は、令和6年8月から令和7年1月まで実施され、事前面談者の多くは、短大介護福祉学科の令和7年度留学生入試に出願し、受験した。

なお、経費支弁能力の確認に関しては、留学生入試における個人面接にあたり配布された「入試面談に係る留意点について」という資料には「受験生のプライバシー（保護者や家族の学歴、職業、勤務先、職種、役職、環境、宗教、資産状況等）には触れないようにご留意下さい。」と記載されているものの、入試当日の打ち合わせにおいて、入試広報部課長から入試面接担当教員に対して、「留学生には、学費をどのように支払う計画なのかを聞くように」と口頭で説明している。

4 令和7年度留学生入試Ⅰ（令和6年10月26日実施）について

外国人留学生65名が出願し、入試（「日本語」（筆記試験）60分・50点、「面接」20分程度・50点）が実施された結果、介護福祉学科の合否判定原案は、基本的に、評点100点満点中60点以上を合格とし、事前面談において経費支弁能力が確認できれば50点以上を合格とするという内容（海外現地入試の受験生5名を除く60名中53名合格、7名不合格）であった。なお、海外現地入試の受験生5名は、A社から紹介され、A社からの

依頼により、海外現地と試験会場をオンラインで繋いで留学生入試Ⅰを受験した。具体的には、面接を20分行った後、10分程度、日本語力を測るための質問を行い、「日本語」に関する筆記試験は実施しなかった（後述するオンライン試験も同様）。オンライン受験については、募集要項に記載されておらず（「遠方よりの受験生に対する入学試験の交通費および宿泊費補助について」は記載がある）、例外的に、コロナ禍における入試において、希望する受験生に対してはオンラインでの入試や当該受験生の所在地近くに入試会場を手配して入試を実施していたことがあった。

令和6年10月30日に開催された入試委員会では、留学生入試Ⅰの合否判定について、前述の合否判定原案に対して、学長から、定員を充足するまでは全員合格とする方針が示され、介護福祉学科でも検討されたものの、特に反対する意見はなく、同月31日に開催された入試判定教授会（短大）において、入試委員会から、介護福祉学科の合否判定原案として全員合格とする内容が説明され、面接担当者の意見のあと、出願者65名全員の合格が承認された。その結果、50点未満の受験者4名も合格することとなった（最低点38点）。

5 令和7年度留学生入試Ⅱ（令和6年11月30日実施）について

外国人留学生61名が出願し、入試が実施された結果、介護福祉学科の合否判定原案は、評点60点以上を合格とするという内容（61名中36名合格、25名不合格）であった。なお、A社から紹介された2名は、前記と同様、A社からの依頼により、海外現地からオンライン試験を受験し、いずれも合格した。

同年12月4日午後3時から開催された入試委員会では、残りの入試日程も考慮して、合格者数を絞らなくてはいけないという意見が出され、評点65点以上を合格とするという内容（61名中26名合格、35名不合格）で承認され、同日午後3時50分から開催された入試判定教授会（短大）において、入試委員会の原案として、日本語と面接での平均値が64.4点となるため、総点66点の受験生までを合格とし、64.4点以下の得点に関しては不合格とすることが説明され、面接担当者の意見のあと、承認され、学長が同内容を決定した（26名合格。累計91名合格）。

他方、A社は、国際交流センターに対して、同日午前7時43分、受験者リストの備考欄に「介護留学生」「特定技能」「施設保証」と記載した学生は、既に保証法人が決まっており、特に「介護留学生」は短大介護福祉学科への入学を前提としたスキームで日本語学校に在籍していることを、合否判定の

際の参考情報として、介護福祉学科長と共有することを依頼するメールを送信し、国際交流センターは、介護福祉学科長に対して、同日午前9時42分、同メールを転送した（学長及び入試広報部等にも同送した。）。介護福祉学科長は、受領した参考情報を、前記入試委員会及び前記入試判定教授会（短大）において参考としなかった。

同月13日、A社と学長、介護福祉学科長及び国際交流センター長は、学内施設において、面談を行い、A社の前述した情報共有にもかかわらず、留学生入試Ⅱでは35名不合格となったため、A社は、村上学園に対して、保証法人が付いている外国人留学生25名が不合格となったことで保証法人に迷惑を掛けるうえ、不合格者が不安に思っている旨申し入れた。村上学園は、介護福祉学科は定員80名を既に超えており、これらの不合格者を受け入れると120名を超え補助金が大幅にカットされるものの、A社に対して、不合格者に対して再受験を促すよう求め、A社は、不合格者に対して、再受験を促した。その結果、35名の不合格者のうち26名（うち保証法人が付いている外国人留学生24名及びその予定があった外国人留学生1名）は留学生入試Ⅲを再受験した。また、保証法人が付いている外国人留学生の同入試にかかる検定料は無料とした。

6 令和7年度留学生入試Ⅲ（令和7年1月25日実施）について

外国人留学生39名が出願し、入試が実施された結果、介護福祉学科の合否判定原案は、評点60点以上を合格とし、評点50点以上のうち6名には日本語力の向上が必要と判断し、入学前に課題を課すという条件で合格とするという内容（39名中33名合格、6名不合格）であった。評点50点以上60点未満の受験者は8名であったが、うち事前面談を実施していない外国人留学生2名は不合格という内容であった。

同年1月29日に開催された入試委員会では、前述した介護福祉学科の合否判定原案が承認され、同日に開催された入試判定教授会（短大）において、入試委員会で承認された内容が原案として説明され、面接担当者の意見のあと、承認され、学長が同内容を決定した（33名合格。累計124名合格）。なお、留学生入試Ⅱの不合格者のうち留学生入試Ⅲを再受験した26名中25名が合格した（不合格者1名は保証法人が付いておらず、事前面談を実施していない。）。

7 令和7年度留学生入試Ⅳ（令和7年2月12日実施）について

外国人留学生4名が出願し、入試が実施された結果、介護福祉学科の合否

判定原案は4名とも志望動機もしっかりしており、合格としたいという内容であった。同月13日に開催された入試委員会では、「人数の問題もあるが、成績にも問題ないため全員合格とする」ことが承認された。同日に開催された入試判定教授会（短大）において、入試委員会で承認された内容が原案として説明され、面接担当者の意見のあと、承認され、学長が同内容を決定した（4名合格。累計128名合格）。

8 令和7年度留学生入試Ⅴ（令和7年3月5日実施）について

外国人留学生3名が出願し、入試が実施された結果、介護福祉学科の合否判定原案では、3名とも評点60点未満のため、不合格とするという内容であった。同月6日に開催された入試委員会においてはこれが承認され、同日に開催された入試判定教授会（短大）において、入試委員会で承認された内容が原案として説明され、面接担当者の意見のあと、承認され、学長が同内容を決定した（0名合格。累計128名合格）。

9 令和7年度留学生入試Ⅵ（令和7年3月19日実施）について

外国人留学生1名が出願し、入試が実施された結果、同日に開催された入試委員会において、介護福祉学科長から、経費支弁能力に関しては問題なく、これまでの合格者と遜色ないため合格で問題ない旨意見が出され、承認され、学長が同内容を決定した（1名合格。累計129名合格）。

第2 入試日程外の編入学について

1 編入学に関する規定

東大阪大学の入学者選抜のうち、編入学入試について、東大阪大学入学者選考規程第5条2項（9）には、「編入学試験は、学部・学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、小論文試験とアドミッションポリシーに沿った質問による面接試験を実施し、その成績を総合評価して選考する。」と定められている。

また、東大阪大学の令和7年度編入学募集要項においては、入試の日程として、編入学Ⅰが令和6年12月14日、編入学Ⅱが令和7年1月25日、編入学Ⅲが2月12日、編入学Ⅳが3月5日に実施されるものと明記されており、これらの日程を除いて、別途入試が実施される可能性があることについては全く言及されていない。

更に、東大阪大学が志願者向けに作成し配布されている「編入学のご案内」

と題する文書には、選考方法として、「①試験『小論文（課題文を読み、800字以内）』（60分） ②面接」、配点として、「①100点 ②100点」と記載されている。

2 問題となった編入学試験の経緯

通報で指摘を受けた東大阪大学の編入学試験の事例について、調査したところ、あらかじめ募集要項等により公表した日程外で実施がなされ、合格し入学した者1名の存在が確認できた。その経緯は以下のとおりであった。

令和7年3月27日、理事長の知人から理事長に対し、日本に滞在している外国籍の学生を、研究生として大学で受け入れることができるかという内容の打診があった。

理事長は、学長に電話をかけて、前記打診の内容を伝え、話を聞いてあげてほしいと述べ、学長は、問い合わせの内容の詳細が不明であったため、理事長の知人に対して直接確認した。問い合わせの内容は、「外国の大学を卒業し、日本で2年間日本語の勉強をしている学生で、大学院への進学を希望していたが、研究生として勉強することを望んでいる。」ということであった。学長からは、東大阪大学には大学院がなく、研究生受け入れの制度が存在しないこと、大学在学学生の場合は編入学受入の制度があることについて説明した。すると理事長の知人から、本人を行かせるので詳細について説明をしてあげて欲しいという要望があり、これを受けることとなった。その後、学長は出張中の入試広報部長に電話を入れて、研究生という制度はないが編入学として受入ができないか、学則第24条に「本学への編入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。」という規定があるので受入ができるのではないかと、という相談をした。入試広報部長としては、本来の編入学試験の日程は全て終了していることから手続的な疑念はあったが、最終的には、欠員があるため適格者があれば編入学の選考をすることも可能であろうという学長の提案を受け入れた。

翌28日、当該学生とその保証人（日本語学校校長）が東大阪大学に来校し、入試広報部担当職員らが東大阪大学の学科及び編入学制度等の説明を行った結果、当該学生から、東大阪大学こども学部国際教養こども学科への編入学の出願書類が提出された。

3 入試当日と合否判断

同月31日、当該学生の国際教養こども学科の編入学入試が実施されたが、

その内容は、学長及び入試広報部長による面接試験のみであった。

入試が終了した後、同日中に、面接実施者2名が当該学生の編入学を許可する旨の判定をし、学長が入学許可を行い、判定内容を学生に伝えた。当該学生の編入学試験の可否を判定する際、通常選抜入試において実施されている入試委員会及び入試判定教授会はいずれも実施されなかったが、この選考プロセス及び選考結果については、起案によって東大阪大学管理職間で共有され、同日、学長より国際教養こども学科長に経過報告がなされた。

なお、この過程において、理事長から積極的に当該学生を編入学させるようにという指示があったという事実は認められなかった。

第4章 当委員会の判断

第1 大学入学者選抜の公正確保について

1 法令及び通達

学校教育法90条1項は、「大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。」と定め、学校教育法施行規則150条1号は、学校教育法90条1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものと定めている。

また、大学設置基準2条の2は、入学者の選抜は、学校教育法施行規則165条の2第1項3号の規定により定める方針（入学者の受入れに関する方針）に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとすることを定めている。

加えて、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（平成14年10月1日付け 14文科高第454号 文部科学事務次官通知）」は、私立大学に付託された社会的責務の重大さに鑑み、入学者選抜に関し一切の疑惑を招くことのないよう、入学者選抜の公正な実施について、次の点に留意することを強く要請している。

- (1) 入学者の選抜に当たっては、合否判定等基本に係る部分について学長及び教授会が実質的に責任を果たし得る体制を確立し、関係法令等の規定に基づき適正な手続きにより厳正に行うとともに、これらに関

する学内規程の整備を図ること。

- (2) 大学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を備えた者を公正かつ妥当な方法により選抜し得るよう、合否判定基準の明確化その他選抜方法の改善に努めること。

「令和7年度大学入学者選抜実施要項（令和6年6月5日付け 6文科高第299号 文部科学省高等教育局長通知）」は、「各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入に配慮する」という基本方針を掲げ、入学者選抜の公平性・公正性の確保について、次のとおり、記載している。

- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。（中略）

- (5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。

- ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。
- ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。

2 大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議

一部の大学の医学部医学科の入学者選抜における不適切な事案を契機に実施された緊急調査を受けて設置された大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議は、令和元年5月31日付けで、「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）」を公表した。そこでは、大学入学者選抜が公正なものとして広く社会から理解を得られるために必要な事項を次の4点に集約されると整理する。

- ① 合理的で妥当な入学者選抜の実施方針・方法等を具体的に定めること
- ② ①を社会に公表し、周知すること
- ③ ①を遵守して、入学者選抜を実施すること

④ 入学者選抜の実施結果の妥当性を説明できること

そして、公正であることの基準や考え方が国や時代等によっても変化し得るものであり、社会の動向を注視しつつ不断の自己点検・評価が不可欠であることが指摘されている。

そのなかで、合否判定における公正確保に関して、合否判定に際し、あらかじめ募集要項等で公表した方法や基準に基づかず、恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、個別学力検査や小論文、面接、実技検査等の各種の要素を総合して決定した成績の順番を飛ばして合格又は不合格としたりすることは不適切であるとともに、合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等という属性を理由として一律に取扱いに差異を設けることは不適切であると記載されている。

また、大学入学者選抜に係るガバナンスの適正化に関して、例えば、大学入学者選抜に係る業務についての監事による監査の実施、入学者選抜の手続に関与しない独立した組織により手続の適切性の確認を行う等、学内で相互牽制や不正抑止が働く体制や仕組みを設けること等の対応により適正化を図ることが考えられるとともに、各大学が入学者選抜に係る体制や実施方法等に関して自己点検・評価を実施することも重要であると記載されている。

3 裁判例

大学入試において受験者（出願者）の属性を不利益に取り扱う判定基準を用いたことが不法行為又は債務不履行に該当するか否かが争われた東京地裁令和3年9月17日判決・LLI/DB L07631129は、「私立大学の入学試験の合否判定の手法、基準等については、その性質上、試験実施機関の最終判断に委ねられるべきものであるから、採点基準の妥当性や合格・不合格の判定の当否について、当該私立大学に広範な裁量が認められているものと解される。」と判示したうえで、「出願者は、『公正かつ妥当な方法による入学者の選抜』の内容として、事前に学生募集要項やアドミッション・ポリシー等で明示されていない以上は、性別、年齢、国籍、家庭環境等の属性を基準として一律に不利益な取扱いをされることはないとの期待を有しており、同期待は単なる事実上の期待にとどまらず、出願者と大学との間の法律関係（注：出願者において本件試験を受験し、大学においてその結果を審査・採点の上合否判定を行うことを内容とする契約が成立する）の前提となり、法的保護に値する」と判示する。

4 小括

以上より、大学には、大学入学者選抜の合否判定の当否等について広範な裁量が認められており、合否判定基準の全てを事前に開示する義務はなく、どのような情報を事前に開示するかについても一定の裁量が認められているものの、公正かつ妥当な方法による入学者の選抜に対する期待は法的に保護されている。

合否判定基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること及び合理的理由がないにもかかわらず、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けることは、公正かつ妥当な方法による入学者の選抜とは評価できず、大学に認められる裁量を逸脱した不公正なものと認められる。

第2 短大介護福祉学科の令和7年度入学者選抜「留学生入試」について

1 令和7年度留学生入試Ⅲ（令和7年1月25日実施）について

前記のとおり、令和7年度留学生入試Ⅲにおいては、外国人留学生39名が出願し、入試が実施されたが、令和7年度留学生入試Ⅱの不合格者35名のうち26名が再受験した。再受験にあたり、保証法人が付いている不合格者24名については、同入試にかかる検定料は無料とした（検定料が無料になる例は、出願書類不備のために受験できず、その後の他の入試で受験する場合及びインフルエンザや新型コロナウイルス感染による欠席のため他の入試で受験する場合などである。）。また、合否判定基準が基本的に評点60点以上とされたが、評点50点以上60点未満の受験者8名うち6名が合格とされ、事前面談を実施していない外国人留学生2名は不合格とされた。これについて4点の検討をした。

第一に、令和7年度留学生入試Ⅱの不合格者35名のうち24名が、A社の申入れを契機に再受験した点について、短大介護福祉学科の令和7年度留学生入試は6回実施され、学生は、どの入試に出願し受験するかは自由であり、また、何回出願し受験するかも制限がないから、再受験することは問題ない。ただ、令和7年度留学生入試Ⅱの不合格者35名のうち24名が再受験した契機は、A社の申入れであり、この申入れは、保証法人とマッチングが成立し、又は、成立する予定である学生が不合格となり、短大介護福祉学科に入学できなければ、保証法人にとっても学生にとっても不都合であることを理由としている。この申入れ自体は、合否判定に対する直接的な働きかけではないが、再受験した場合には合格とすることを期待して行われたもの

と認められ、合否判定に対する間接的な働きかけであり、適切ではなかったと認められる。

第二に、令和7年度留学生入試Ⅱの不合格者35名のうち保証法人が付いている不合格者24名について、留学生入試Ⅲにかかる検定料は無料とした点については、合理的な理由がなく、保証法人が付いている受験生とそれ以外の受験生との間における差別的な取扱いであると言わざるを得ない。

第三に、合否判定基準が基本的に評点60点以上とされたにもかかわらず、評点50点以上60点未満の受験者が合格とされた点について、大学には、合否判定の当否等について広範な裁量が認められており、大学における教育を受ける能力があると判断する合理的理由があれば、合否判定基準が基本的に評点60点以上とされたとしても、評点60点未満の受験者を合格とすることも許容されると認められるから、問題ない。

第四に、評点50点以上60点未満の受験者8名うち6名が合格とされ、保証法人が付いておらず、事前面談を実施していない外国人留学生2名は不合格とされた点については、経費支弁能力の有無及び事前面談の実施の有無を合否判定基準とすることが公正と認められるかの2点が問題となる。

まず、前記のとおり、事前面談では、介護福祉学科長が経費支弁能力の有無などを確認することから、経費支弁能力の有無を合否判定基準とすることが公正と認められるかが問題となる。この点、合否は基本的に学力試験や面接などの成績に基づいて決定されるべきであり、経費支弁能力があることは、合理的な理由がないかぎり、合否判定基準とされるべきではない。確かに、外国人留学生は、大学に入学した後、授業料等の学費や生活費を支弁できなければ、大学における教育を受けることにも支障が生じることとなるため、大学にとっても、外国人留学生にとっても、経費支弁能力があることは重要である。留学ビザ（在留資格）を申請するにあたって、経費支弁能力があることが重要な要素とされている。しかし、大学は、出願書類の一部として経費支弁に関する書類を求め、書類の提出が不備なく行われ、記載内容に虚偽がないことを、出願資格や入学許可の条件とすれば足りるから、経費支弁能力の有無を合否判定基準とすることは公正とは認められない。なお、令和7年度に実施する令和8年度留学生入試においては、出願書類として、経費支弁能力を証明する書類が追加されたが、これは、出願資格を確認するに留め、合否判定基準としないものと認められる。

次に、事前面談の有無を合否判定基準とすることが公正と認められるかが問題となる。事前面談は、募集要項等に記載されていない非公表の手段であり、また、A社から紹介された学生のみを対象とする事前面談の有無を合否判定基準とすることは、A社からの紹介という属性の有無による差別的取扱

いであるから、事前面談の有無を合否判定基準とすることは公正とは認められない。

2 オンラインでの入試実施について

前記のとおり、留学生入試Ⅰ及び留学生入試Ⅱにおいては、受験生5名（留学生入試Ⅰ）及び受験生2名（留学生入試Ⅱ）が、A社から紹介され、A社の依頼により、オンラインで受験し、試験内容は、面接を20分行った後、10分程度、日本語力を測るための質問を行い、「日本語」に関する筆記試験は実施しなかった。

この点、募集要項に記載されていないオンラインで入試を実施したこと及び募集要項に試験内容として「日本語」（筆記試験）60分及び「面接」20分程度と記載されているにもかかわらず、面接を20分行った後、10分程度、日本語力を測るための質問を行い、「日本語」に関する筆記試験は実施しなかったことが問題となる。

前者については、合理的で妥当な入学者選抜の実施方針・方法等を具体的に定め、公表したうえで、入学者選抜を実施することが要請されているところ、募集要項に記載されていないオンラインで入試を実施したことは、コロナ禍のような合理的な理由がない限り、公正とは認められない。特に、オンラインで入試を実施したのは、A社の依頼によるものであり、A社が紹介した受験生とそれ以外の受験生とを差別的に扱うものとも評価できる。

後者については、合否判定に際し、あらかじめ募集要項で公表した方法に基づかず、合否判定を行うことは不適切であるところ、特に、「日本語」に関して、通常の受験生は60分の筆記試験を受験するのに対して、オンラインでの受験生は10分程度質問を受けるのみであり、試験内容に著しい差異がある。その結果、通常の受験生の評点とオンラインでの受験生の評点とを公平に評価することは困難であると言わざるを得ず、公正とは認められない。

したがって、留学生入試Ⅰ及び留学生入試Ⅱにおいてオンラインで一部の入試を実施したことは公正とは認められない。

3 令和7年度留学生入試における合否判定基準の相違について

前記のとおり、留学生入試Ⅰの合否判定については、介護福祉学科の合否判定原案に対して、学長から、定員を充足するまでは全員合格とする方針が示され、受験者65名全員が合格とされた結果、評点50点未満の受験者4名も合格することとなった（最低評点38点）。

その後の留学生入試の合否判定では、基本的に評点60点以上を合格とす

ることとしながら、評点65点以上を基準としたり、評点60点未満50点以上の受験者の一部を合格としたり、少なくとも評点50点未満の受験者を不合格としているため、各留学生入試間の合否判定基準が同一でないこと及び留学生入試Ⅰにおいて、評点50点未満の受験者を合格としたことが公正であるか否かの2点が問題となる。

第一の、各留学生入試間の合否判定基準の違いについては、前記のとおり、大学には、合否判定の当否等について広範な裁量が認められており、大学における教育を受ける能力があると判断できるなどの合理的理由があれば、許容されると認められる。

各留学生入試間の合否判定基準が同一でないことは、公平でないようにも見えるが、各留学生入試の試験内容（問題）が異なるため、各留学生入試における評点を単純に比較することができないこと、短大介護福祉学科の定員を充足させる必要も一応認められることから、合理的理由がある限り、許容されると認められる。短大介護福祉学科を含む東大阪大学においては、評点100点満点中60点以上を基本的に合格ラインとする共通認識があったものと認められる。このような共通認識のもとで、各留学生入試間の合否判定基準が同一でないことは、試験内容が異なる以上、不合理とは言えない。また、短大介護福祉学科の定員を充足させる必要性も一応認められるため、1回目（留学生入試Ⅰ）に、2回目以降の合格者を見込んで定員を超えない人数を合格させるよう合否判定基準を設定し、2回目（留学生入試Ⅱ）以降の合否判定基準を1回目のものよりも高く設定することもやむを得ない措置であった。したがって、各留学生入試間の合否判定基準が同一でないことは必ずしも不公正とは言えない。

第二の、留学生入試Ⅰにおいて評点50点未満の受験者を合格とした点については、合否判定基準が基本的に評点60点以上とされたとしても、評点50点未満の受験者を合格とすることは、大学における教育を受ける能力があると判断できるなどの合理的理由があれば、許容されると認められる。当委員会は、試験内容及び受験者の答案等を確認していないし、面接もしていないため、短大介護福祉学科における教育を受ける能力の有無を判断することができない。しかし、評点50点未満の受験者については、特に、日本語能力が低い場合は、日本語で教育を行う短大介護福祉学科における教育を受ける能力があると判断できない事情である。その点、令和7年度留学生入試における下記の評点状況に鑑みれば、評点50点未満の受験者は、評点合計に対する日本語の評点の割合が平均値で38.08%、中間値で36.92%であるため、日本語の評点が50点満点中19点程度であることが窺われるため、短大介護福祉学科における教育を受ける能力がないのではないかとの

疑問がある。特に、最低評点 38 点の受験者は、日本語の評点が 50 点満点中 8 点であるため、短大介護福祉学科における教育を受ける能力がなかったことが強く疑われる。

(令和 7 年度留学生入試における評点状況)

	日本語 (満点 50)	個別面接 (満点 50)	評点合計 (満点 100)
最大値	50	50	100
最小値	7	19	34
中間値	24	43	65
平均値	25.16	40.83	65.95

しかしながら、前記のとおり、当委員会は、評点以外に、短大介護福祉学科における教育を受ける能力の有無を判断することができないため、問題点を指摘することに留め、公正であったか否かの判断は留保する。

4 公正と認められない留学生入試の合格者及び不合格者の扱いについて

公正と認められない留学生入試の合格者について合格を取り消すべきか、不合格者について合格とすべきか、が問題となる。

この点、公立学校教員採用試験において不正な点数操作があった場合、採用決定の取消しが争われた大分地裁平成 27 年 2 月 23 日判決・判例時報 2352 号 36 頁は、不正な加点が県教育委員会内部で行われ、受験者本人に不正への関与が認められない場合、取消しによる本人の不利益が大きいこと等を考慮し、採用決定取消しは違法と判断している。すなわち、受験者本人が不正に関与していない場合は、合格取消しは違法とされる可能性がある。

留学生入試Ⅲの合格者で既に短大介護福祉学科に入学している学生は、不正に関与しておらず、かつ、合格取消による本人の不利益が大きいと認められるため、合格を取り消すべきではないと考える。

また、留学生入試Ⅲの不合格者のうち、評点 50 点以上 60 点未満であった受験者は、保証法人の有無及び事前面談の有無という合否判定基準がなければ、合格という扱いを受けていた可能性があったならば、本人の希望を確認のうえ、遡及して合格という扱いとすることは検討すべきである。

第3 令和7年3月31日に実施された令和7年度編入学入試について

1 評価

令和7年3月31日に実施された令和7年度編入学入試を受験して合格した学生については、令和6年度が残り5日となった令和7年3月27日に、理事長の知人を通じて相談が入り、その翌日の面談で、東大阪大学国際教養こども学科への編入学を希望することとなったため、急遽、同月31日に面接試験のみの入学試験が実施されたものである。

これは、編入学生を受け入れて、志願者に学びの場を提供したいという学長による素朴な配慮に加え、大学の定員を充足するためにも編入学生を受け入れたいとの意向が背景にあったと思われる。また、その学長の配慮の裏には、当該学生が理事長の知人の紹介であるという点も大きく影響していたものと推測でき、事前に大学関係者に対して疑義を積極的に問うことなく、この編入学試験を受け入れ、入学後もこれを知る誰からも表だつての異議が出なかったのも、理事長が関係している事案という認識があったからとも推測できる。

しかし、この編入学入試は、以下のとおり本来認められないものである。まず、編入学試験といえども、入試選抜試験の1つであることからすれば、大学学則、入学者選考規程及び入試募集要項に従って実施されるべきであることは言うまでもない。

そうすると、大学の募集要項に記載されている編入学入試試験日程が4回全て終了（最終回は3月5日）している以上、編入学を許可することはできないはずである。

この点、編入学及び転入学に関して規定された東大阪大学学則第24条1項に、「次の各号の一に該当する者で、本学への編入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。」とあるのに対し、同則第22条の入学者の選考に関する規定には、「前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。」と定められており、同則第24条の編入学がその対象範囲に含まれていないと解釈する余地が全くないとはいえない。

しかしながら、同則第22条が対象とする「前条の入学志願者」について、同則21条には、「本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。」と定められているから、この入学志願者の中に編入学を志願する者を含めない理由はない。

また、同則第24条1項にも「選考のうえ」と記載され、実際、東大阪大学入学者選考規程第5条2項本文に定められた入学者の選考区分の中に、

「編入学入試」が明記されていることからすれば、編入学が東大阪大学入学者選考規程の適用外であると解釈することはできない。

更に、前記編入学試験の実施について、仮に例外的に不可抗力のため受験ができなかったなどの正当事由が存在したと認められる場合があり得たとしても、東大阪大学入学者選考規程に定められた入試方法である小論文試験の実施を省略したり、その合否判定にあたっては、入試委員会が合否判定審議資料を作成し、その資料に基づき入試判定教授会の意見を聴かなければならないとされているにもかかわらず、これらの会議を開かずに合否を判定したりすることはできない。

以上のとおり、東大阪大学が、令和7年3月31日に実施した編入学入試は、東大阪大学学則及び東大阪大学入学者選考規程に違反するものであり、不公正なものである。

2 当該合格者の扱いについて

以上のとおり、令和7年3月31日に実施した編入学入試が不公正なものであるため、同入試で合格し編入学をした学生についての扱いが問題にはなる。この点については、前述した留学生入試Ⅲでの合格者で既に入学している学生と同様、当該編入学生自身は手続に全く関与しておらず、かつ、合格取消による本人の不利益が大きいと認められるため、合格を取り消すべきではない。

第4 その他の入試について

以上のとおり、令和7年度入学者選抜において、短大介護福祉学科の「留学生入試」及び入試日程外の編入学については、本報告書で記載したとおりの問題点があったが、その他の当年度入試については、調査した限りでは、特にここで指摘すべき事案は見当たらなかった。ただし、これは調査期間に制限があったことと、関係者からの特段の指摘等もなかったことからであって、指摘した以外には公正性が確保されていたことを本報告書にて保証するものではないことを念のために付言しておく。

第5章 再発防止策

第1 合否判定基準の明確化

入試における合否判定は、明確な基準に基づいて行われる必要があること

は論を俟たない。

本件では、本来、合格水準に達していない学生であっても、学習動機や経費支弁能力などに問題がないと判断したことをもって、合格と判定された学生が存在しているが、これらを考慮して合否を判定することは不適切であると言わざるを得ない。

実際、東大阪大学及び短大の各入学者選考規程において、入学者の選考は入学試験によって行くとされ、選考区分に応じ、どのように選考するかが具体的に定められているのであるから、これらの規程を遵守すべきであり、選考方法に記載されていない事情を判断材料に用いるべきではない。

例えば、今回問題となった留学生入試であれば、「日本語試験」及び「学部・学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、自己推薦書に基づく面接試験」を実施することとされているのであるから、日本語試験及び面接試験の内容及び結果のみをその判断材料とすべきである。

今後は、入試の各選考区分に応じ、定められた選考方法に従って合否を判定し、その余の事情等を判断に用いないことを徹底すべきである。

第2 委託業者との適切な関わり

村上学園は、その運営する高等学校、東大阪大学及び短大に入学する留学生を募集するため、委託業者にその募集活動等を委ねているが、通常、学校法人は海外の学生を多数集めるための知識や方策を有していないことからすれば、そのこと自体は許されないものではない。

しかしながら、委託業者が募集活動の範疇を超え、本来、公平公正に実施されなければならない東大阪大学及び短大の入試方法及び入試合否判定にまで影響を及ぼすような活動をすることは厳に慎むべきことである。また、東大阪大学及び短大においても、留学生募集を委託する業者に配慮して、入試合否判定を行うようなことはあってはならない。

また、これまで短大が、委託業者が募集した学生に対してのみ、事前面談を実施してきたことは、委託業者が関与した学生と関与しない学生を差別するものであって、許されないものである。

事前面談の意義に照らし、今後もその実施が必要であり、継続していこうとするのであれば、今後は、委託業者が関与しない学生についても、広く「事前面談」の存在を入試実施要領等で周知し、希望者全員について事前面談を実施すべきである。この場合であっても、事前面談の結果を合否判定に用いてはならないことは当然である。

いずれにしても、委託業者が行うべき留学生の募集活動等の業務は、東大

阪大学及び短大の入試判定とは切り離して行われなければならない、何らかの影響を与えていないかどうかについて、多数の関係者が不断に監視していくことが求められる。

更に、委託業者が何らかの影響を与えている可能性が疑われる場合を含め、入試の一連の手続中に何らかの不適切な事情の存在を発見した者が、その疑いを指摘しやすくするべく、発見者が指摘したことによる不利益を被らないことが担保される体制を構築すべきである。

第3 入試手続の整備

編入学入試においては、編入学を希望する者が生じる時期が様々であり、予定されていた編入学入試の実施が終了した後に、編入学希望者が出てくる可能性は否定できない。

そのような場合であっても、編入学生を受け入れることにより、大学の定員を充足し、志願者に学びの場を提供することができるため、編入学生を受け入れたいとの大学の意向それ自体は肯定できる。

そうであれば、編入学入試においては、明記された入試時期に限らず、必要に応じて随時、入試を実施することができる旨、入学者選考規程に定めよう。公平性を担保するため、募集要項にも明記しておくことが必要である。

但し、定められた時期の入試と随時実施する入試との公平性も図る必要があることから、入試の内容に不合理な差異が生じないように、留意するべきである。

第4 関係者の意識啓発と再発防止体制の構築

本委員会が検証していく中で、特に留学生入試に関して実施されていた不当な合否判定等については、ヒアリングをした関係者の中にも、その問題意識にすら気付いていない者が多く存在していた。

今回の問題が生じたことを契機として、大学関係者全員について、入試制度の意義やその在り方、学内における各規程の内容等を再度、確認すべきである。

また、東大阪大学及び短大の入試制度が適正、適切なものであるか否かを定期的に確認し、検証する多層的な体制を構築する必要がある。

検証体制の構築としては、前述の有識者会議においても指摘されており、例えば、大学入学者選抜に係る業務についての監事による監査を実施したり、入学者選抜の手続に関与しない独立した組織により手続の適切性の

確認を行ったりすること等が考えられるところである。

今回判明した入学者選抜における不適切事案が、今後二度と起きないよう、反省し、入学者選抜に係る体制や実施方法等に関する自己点検・評価を実施するなどの見直しを行うとともに、入学者選抜に係る業務を担当できる能力と経験を有する人材を育成していくことが求められる。

以上のことを踏まえて、今回の当報告書の写しを、村上学園の理事及び監事に配布の上で、理事会において、東大阪大学及び短大の入試制度を適正、適切に進めていくための体制のあり方について検討を加え、それを将来的にも維持できるような体制として構築するとともに、さらにこれを役員の業務執行の報告として評議員会に報告し、意見を求めるようにされたい。

以 上